

指定難病の新規申請の手引の修正一覧

・R8.3.1以降下記のとおり、新規申請が変更となります。指定難病の新規申請の手引きと併せて御確認ください。

- ① p 1 保険者照会は行われなくなります。
- ② p 1 1 **全員提出が必要な書類**から、「高額療養費に係る所得区分照会に関する同意書」が、提出不要になります。
該当者のみ提出が必要な書類から、「限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証のコピー」を、被用者保険（組合・協会・共済）に加入しており、被保険者の市町村民税が非課税で患者本人が認定証をお持ちの場合のみ御提出いただく形に変更となります。
また、**該当者のみ提出が必要な書類**に、「高額療養費の審査に必要な情報の取得に関する同意書」が追加になります。共済組合（公務員等が加入する共済組合（私学共済を除く））に加入しており、被保険者の市町村民税が非課税の場合、併せて御提出いただきます。
- ③ p 1 3、p 1 5、p 1 8 マイナンバーを用いた情報照会により添付を省略できる書類について、「イ 被用者保険」に加入している方のうち、「③ 市町村・県民税課税（非課税）証明書」が市町村民税非課税の方も省略可能になります。また、「ウ 国民健康保険組合」に加入している方も「市町村・県民税課税（非課税）証明書」が省略可能になります。
- ④ p 2 4 医療費請求に必要な書類から「5 加入している健康保険が確認できる書類のコピー等」、「8 市町村からの介護保険に係る高額介護（介護予防）サービス費が確認できるもの」が不要になります。
- ⑤ p 2 5 「高額療養費に係る所得区分照会に関する同意書」が提出不要になります。ただし、共済組合（公務員等が加入する共済組合（私学共済を除く））に加入しており、被保険者の市町村民税が非課税の場合は「高額療養費の審査に必要な情報の取得に関する同意書」を提出していただきます。